

## 【訳者解説】

## カントの身体教育に関するミヒヤエル・クリューガーの歴史評価について

有賀 郁敏<sup>i</sup>

本稿はミヒヤエル・クリューガー「イマヌエル・カント—（身体）教育に関する考察」の全訳である。論文はドイツ語で書かれているが、ほぼ同じ内容の英語版が『国際体育研究』（第51巻、季刊第1号、2024年）（*International Journal of physical Education*, volume LXI, Issue 1, 1st Quarter 2024）に“Immanuel Kant – On (physical) education”というタイトルで（pp. 17–28）、また圧縮版（独語）が『スポーツ教育』（第73巻、第5号、2024年）（*Sportunterricht*, 73 Jg., Heft 5, 2024, S. 200–206）に、それぞれ掲載されている。さらに、小学校教員向けの機関誌「小学校スポーツ」にもカントの身体教育の現代的意義について短く触れられている（Die “Freiheit bei dem Zwange” - Über die Aktualität von Kants pädagogischen Ansichten, *Grundschule Sport* 43, 2024, S. 30–31）。

ミヒヤエル・クリューガーはドイツミュンスター大学スポーツ科学インスティテュート教授を昨年（2023年8月）定年となったが、現在も同大学教授としてゼミナール、大学院生指導などを行っている。氏の専門はドイツ・スポーツ史、スポーツ教育学だが、浩瀚な研究業績をみれば分かるように、研究分野の射程はスポーツ社会学、スポーツ哲学、オリンピックスタディ等に及び、スポーツの社会科学的領域をほぼ網羅している<sup>1)</sup>。この点は、本論文でも引用されているチュービンゲン大学時代の指導教授である

オモー・グルーペの影響が大きいように思われる。

筆者はこれまでクリューガーが書いたいくつかの論文を翻訳しており（直近では、ミヒヤエル・クリューガー「ドイツにおけるトルネン・スポーツ組織の生成と展開」有賀郁敏編『スポーツの近現代—その診断と批判—』ナカニシヤ出版、2023年、3–19頁。村下慣一氏と共に訳）、本誌への掲載は、ミヒヤエル・クリューガー「ドイツ社会民主党（SPD）150年—社会主義的労働者文化と民衆スポーツ相互間の労働者トルネン・スポーツ運動—」（『立命館産業社会論集』第49巻第3号、2013年、165–176頁）以来となる。

さて、今年（2024年）はカント生誕300年にあたり、ドイツではいうまでもなく、日本においても日本カント協会主催の研究フォーラム「カントと21世紀の平和論」（カント生誕300年記念大会：東北大学、11月9、10日）の開催をはじめ、カントに関する著作も少なからず刊行されるだろう。カントは1724年から1804年まで東プロイセンの首都ケーニヒスベルクで生涯を過ごした。現在はロシア領（カリーニングラード）のこの小都はドイツ諸邦に属する他の啓蒙都市とは距離的に隔たった辺境の地にあり、こうした都市が啓蒙都市たりえた理由は何か、またカントが『純粹理性批判』『実践理性批判』などの著作を刊行し、その名をドイツに轟かすことができたのはなぜか。論文ではカントと汎愛派のバザドウらとの書簡による交流について触れられているが、根拠の一つとして印刷技術の発展と書籍協同組合などの交易

i 立命館大学名誉教授

によりライプツィヒやフランクフルトなどとともにケーニヒスベルクも活字文化の花を咲かせることができた点を指摘しておきたい。カントはこの小さな町の「社交界」の中にいたのである<sup>2)</sup>。

タイトルが示しているように、クリューガー論文（以下、「論文」）の目的はドイツの学者イマヌエル・カントの教育、身体教育の考察であり、探究的眼差しはカントの言説を踏まえた同時代（18、19世紀転換期）ならびに現代に至るスポーツ教育学、スポーツ科学との関係把握に向けられている。カントはいわゆる学校体育、トゥルネンあるいはスポーツを主題としたテクストを書いておらず、論文の範囲は自ずと限定されている。加えて、筆者自身がカント研究者ではないため「論文」をカント研究の深みから検討することはできない。

本稿では、「論文」から筆者が重要と認識した2つの論点を提起することで訳者解説としたい。

## 1. カントと汎愛派等の身体教育論について —山本徳郎との比較検討

一つ目の論点は、カント理論とグーツムーツをはじめとする汎愛派、ならびにその後のドイツにおける身体教育（体育）・スポーツ科学をめぐる関係把握である。

カントは『啓蒙とは何か』（1784年）の中で、人間が未成年状態から抜け出るために理性の公的な使用が求められるとして、啓蒙あるいは理性の重要性を論じている（「自分自身の悟性を使用する勇気を持つ」）<sup>3)</sup>。「論文」でも引用されている『人倫の形而上学の基礎づけ』においても、現象の世界である「感性界」（Sinneswelt）とは別に、るべき世界としての「知性界」（Verstandeswelt）について言及され、教育はこのような知性界へ人間を道徳的に導く重要な手段として位置づけられている。もっとも、カントならびに汎愛派が重視した啓蒙や理性には社会を実際に変革する側面（体制の啓蒙化）と、それとは逆にその社会によって変容し吸収される側面（啓蒙

の体制化）の両面があり、その両義性を見ておく必要があるだろう。そもそも啓蒙の中身が国や地域、時代によって異なっており（たとえば、フランスのサロンとスコットランド啓蒙主義の差異）、諸要素のアマルガム、ハイブリッドな性格を考慮しなければならない<sup>4)</sup>。

「論文」には「野性」（Wildheit）を手なずけるというカントの言葉が度々登場する。身体はそのままの状態で放置しておけば野性に支配されるのであり、それを教育によって道徳的な人間性へと馴致するのである。グーツムーツの体育論にても啓蒙と理性の重視という点ではカントと同様である。ちなみに現代では、人間の発達（それは同時に社会の発展の基礎であり、ある種の「体制の啓蒙化」である）にとって教育の果たす役割が制度的に確立されており、この前提がなければそもそも公教育は成り立たない。「論文」では、“Zwang”（強制）について論じられているが、現在の公教育は言うまでなく子育てにおいても否定されがちな「強制」に対し、クリューガーはカント理論に内在している「強制を通じた自由」（自由への導き）というパラドックスに着目し、強制によらない子どもの「自発性」＝甘やかしに疑問を提示している。氏からすると、教師や親の良識や忍耐に裏打ちされた教育、あるいはクラブ（Sportverein）での指導にはカント的な「強制」が不可欠なのだろう。

このような評価をめぐっては、カントの遊びの理解が参考になる。カントは運動器官の訓練と感覺器官の訓練の関係について「投げる練習は、一つは遠くへ投げること、一つは的に当てることが目的となる・・感覺器官すなわち目測の練習を目標にしていれる」といった具合に、感覺器官と技術の熟練性の練習を併せもつ遊びの意義を語ったうえで、遊びには「子どもたちの自然な衝動とも言うべきものがその根底に横たわって」おり、このような遊びのために、子どもは「他の欲望をよりよく自制し、次第に他のものがなくてもしますような態度を身につけていく。この段階で遊びは単なる遊びではなく、「一定の

意図と目的をもった遊びになり、「こういう方法で身体が強健に鍛錬されればされるほど、子どもは甘やかされるという破滅的な結果に対しても安全性をもつようになる」と語っている。要するに、遊びにおける目的をもった活動の中には、健康な身体の育成とともに自己を社会のなかに位置づけていくための社会的陶冶の意義があり、クリューガーが着目したカントの「強制」における「自由への導き」という格律（Maxime）は、この点を意図しているように思われる<sup>5)</sup>。

もっとも、クリューガーはカントとグーツムーツの差異についても言及している。ともにルソー『エミール』（1762年）からの影響を受けつつ、「グーツムーツが適切な仕事、身体運動、遊戯などを通じて若者がその後の人生や職業に備えるべきであるとしたのに対し、カントの『有用性』と『目的』は、より深い意味でその人間自身に向けられたものであった。教育の意味と目的は人間そのものであり、自由な理性的存在になるための教育と訓練である。それは教育の対象ではなく主体なのである」と、両者の差異について論じられている。クリューガーからすると、具体的な職業を見据えたグーツムーツのある種手段化した体育に対し、カントの（身体）教育思想は、実践的教育つまり道徳的人間形成という、より高次な位相において評価されるべきものなのだろう。

「論文」では、国民社会主義（ナチズム）後の新たなスポーツ教育体制の確立に向けてイニシアティヴを発揮したグルーベによる人間学的なスポーツ教育がカント理論を継承するものとして位置づけられており、それはオリンピック憲章で謳われているオリンピズムに対する肯定的評価の根拠にもなっている。「『教育理論』と呼ばれるこの体育そしてスポーツ教育学の中心に位置づくのは、スポーツをする主体としての人間であり、アスリートまた市民として、自己決定的、自由かつ合理的な行動を目指して教育されるべき若者である」という文章からは、カントの人間（学）的道徳教育論とグルーベの人間学的ス

ーツ教育論を結びつける補助線が見えてくる。

ついでにいえば、「論文」では「トゥルネン禁止」（1820-1842）後、初等学校等への体育（協会のトゥルネンとは異なる）導入が図られながらも、「組織化された社会的ナショナリズム」（デュディング）に刻印されたトゥルネンの括りを通じてコスモポリタン的なカントの身体教育の影響が縮減していく状況が語られている。そのカントの身体教育の復権が戦後のグルーベという理解からは、ナチ体制を挟んだ戦前・戦後の断続性が浮かび上がる。「非ナチ化」を国是とするドイツにおいてナチズムに対する学問的省察は不可欠であり、しかも戦後の分断国家における東独スポーツ体制に関する考察がクリューガーの歴史観になにほどの影響を及ぼしているのだろう<sup>6)</sup>。こうしたドイツ史の断続的評価に対しては、19世紀後半にその輪郭を現し、変奏をともないながらも今日まで継続しているドイツ社会国家（Sozialstaat）に対する歴史的評価の必要性を指摘しておきたい<sup>7)</sup>。

ところで、「論文」とは異なる視点から汎愛派の身体教育、グーツムーツの体育思想に対して批判的検討を加え続けてきたのが山本徳郎である<sup>8)</sup>。山本の問題意識は近代体育・スポーツの根源的検討という点で一貫しており、戦後ドイツの体育・スポーツをその基本において肯定的に評価する「論文」（『青少年の体育』の訳者であり、近代ドイツ・スポーツ史研究の泰斗、成田十次郎のグーツムーツ評価）とは隔たりがある<sup>9)</sup>。

山本はグーツムーツ『青少年の体育』の中で言及されている「体育」（Gymnastik）とは、「若々しい喜びにつつまれた課業（Arbeit）である」とした成田の訳出を「体育とは喜びにみせかけた苦役である」と読みかえ、グーツムーツの身体教育を規律訓練のための調教と捉えた。グーツムーツの感覚運動に関する、「生徒（人間）の『感覚的誤り』を含む『感覚的事実』を無視し、極めて機械的な『測定的事実』のみが注目され」る訓練とし、生命体としての身体（Leib）とは異なる機械的な身体（Körper）では「測

れないものが締め出される」と論じている<sup>10)</sup>。カントに関しても、「カント『教育学講義』に代表されるように、フマニタス（人間性）の邪魔になるアニマリタス（動物性）を抑制したり除去したりすることであった。つまり人間の根源である自然性、動物性を否定することを目的としていたのである」と論じ、ゲーツムーツと同じ文脈で捉えている<sup>11)</sup>。それゆえ、クリューガーが指摘したカントの「強制を通じた自由」というパラドックスも山本論文から読みとることはできない。

山本がここでミシェル・フーコーを援用していることは明らかである。規律訓練による秩序への組み入れに際し、単なる監視や抑圧ではなく人間の命を増殖させ厳格に管理するフーコーの「生－権力」(birpouvoir)は歴史学にも影響を及ぼしたが、汎愛派の身体教育そして—山本は直接言及していないが—グルーペの人間学的なスポーツ教育思想やオリンピズムにしても氏からすると手放しで評価しうるような対象ではない。ちなみに、グルーペは「近代スポーツは機械に奉仕できるように、いっそう厳しく人間を鍛えようとしてそれを求めている」「近代スポーツには、身体それ自体を機械と同化させる傾向がみられる」「結局は不自由な世界なのである」「スポーツは『全体主義的な』文化を生み出している精神的具体化物として現前している」と断じるソースライン・ヴェブレンやテオドール・アドルノの近代スポーツ批判に対し、これらは「規範的に矮小化された文化觀に規定されたものだ」とみなし、スポーツの文化的価値と創造的価値（オルテガ）を対置した<sup>12)</sup>。このように、近代スポーツに対する基本的評価において、山本とグルーペは大きく異なる。

理性と科学は価値の多様性や自由をもたらすというよりも、むしろ真実と虚偽、正義と不正義との間に絶対的な境界性を引くことによって絶対主義的な精神のかたちを生みだしたとした「啓蒙や理性の抑圧性」（ホルクハイマー／アドルノ）に着目する山本の理論からは、「論文」とは異なる刺激や魅力を筆者は感じる<sup>13)</sup>。同時にしかし、このような山本による

スポーツ批判に対しては、なにほどのためらいを感じないわけにはいかない。端的に言えば山本が依拠するフーコー権力論の評価である。

規律化という概括的言説への還元主義を特徴とするフーコーの権力論は主体なきものであり、主体の意志を超越した非人格的なものが社会のすべてを包み込むということになれば、社会変革の道筋をどのように構想すればよいのだろうか。抑圧や搾取と闘争するヒューマニズム、階級闘争を含む数多の社会運動、さらに真理さえも「生－権力」にされてしまうフーコーの理論では規範的に正しいか正しくないかは問はずにあり、新たな世界の規範構築の契機や社会変革の手がかりも見出せない。西欧民主主義における法的安定性、すなわち「受益者と想定されていたものの自由を脅かすものが、自由を保証する法的手段でもある<sup>14)</sup>」（ハーバーマス）という事態（ジレンマ）も把握されない。「生徒（人間）から『感覚的誤り』を含む『感覚的事実』を無視し、極めて機械的な『測定的事実』のみが注目され』るような「訓練」に問題があるとすれば、そうした授業（規律化）の改革に向けて自律を希求する試行錯誤をどのように描き出すべきか、汎愛派教育に関する山本の論稿からパラダイム転換の具体相を読みとることは難しい。

西歐列強の強欲さに規定された、啓蒙の蹉跎に対する批判的検討（体育・スポーツの手段化もその対象）の重要性を筆者も共有する<sup>15)</sup>。また、山本が体育・スポーツにまつわる宿痾のような諸問題を前景に押し出しながら、自明視された知や規範を内破しようと、われわれを歴史のアリーナへと嚮導してきたことも評価したい。山本の業績から衣鉢を継ぐべきことは少ない。

その上で、悠久な学問において性急な結論が適さないことを前提に、「主体なき意志」というフーコー権力論のアポリアに入り込んでしまうと、歴史は直線的な道筋として描かれ、危機に対する人びとの実践や抵抗の複雑性あるいは民衆が宿す歴史における「可能性の幅」は視圈から除外されるか、少なくとも

盲点になってしまふのではあるまいか<sup>16)</sup>。

## 2. 人権・平和・スポーツについて

二つ目の論点は、カントの人権ならびに平和とスポーツに関する問題である。クリューガーはスポーツ権における自由権的側面ともいべき自己決定、意見表明の自由と権利（自由な主体）と関連してカントの思想を重視している。この点は、国連の「子どもの権利条約」（1989年の第44回国連総会で採択、日本は1994年に批准）に謳われている、子どもの意見表明の自由、表現・結社の自由などの諸権利（第12、13、14、15条）に通じるものである。たとえば、体罰と称する暴力、ハラスメントが絶えない日本そして世界の体育・スポーツ界の現状に鑑みて重視すべき課題であろう。また、スポーツにおける「フェアネスは相互承認と尊厳に基づく」という一文は、紛争地で難民化した人びとやLGBTQにみる性的マイノリティーなどを含む、すべてのアスリートの人権、承認欲求に対する真摯な応答といえるだろう。加えて、「スポーツをする人権とはスポーツに参加しなければならないという権利ではなく、スポーツに参加する機会を人びとに提供する国家やコミュニティの義務を意味している」という叙述からは、社会権を土台にした国家・行政が実施すべきスポーツ諸条件整備の重みを読みとることができる。

クリューガーは別稿で、「戦争はサッカーのようなものだ」と言ってのけたナチの最高幹部の一人ヘルマン・ゲーリングに対し、「戦争はスポーツではない。正反対である・・・世界史におけるもっと重大かつ悪魔的な殺人である」と語ったナチの青少年全国指導者バルドゥール・フォン・シーラハの言葉を引用し、競争をめぐる政治権力とスポーツの差異、クーベルタンとオリンピズムの現代的意義（人権・世界平和）を強調している<sup>17)</sup>。グルーペのもとで学問的研鑽を積んだ彼の不動の定点であり、それは「論文」にも継承されている。

「論文」ではカント『永遠平和のために』（1795）

の世界史的意義に関して、それが「アメリカのウイルソン大統領の14か条の平和原則、そして第1次世界大戦後の最終的な国際連盟の創設につながり、さらに「国際的なオリンピックスポーツの平和思想にも見出すことができる」と、高く評価されている。また、「第2次世界大戦後の国際連合の創設、ひいては国際司法裁判所の創設」にしても、カント思想に遡及できると論じている<sup>18)</sup>。

『永遠平和のために』は71歳になったカント晩年の著作で、フランスとの領土紛争をめぐり締結された「バーゼル平和条約」（1795年4月）に対するカントの批判である。ただし、「哲学的草稿」という副題が示すように、単なる紛争解決の処方箋ではなく世界平和に向けた世界市民法の哲学的思考の書と言ってよからう。同書は「永遠平和のための予備条項」（第1章）と「永遠平和のための確定条項」（第2章）という二つの章から構成されている。「論文」との関連で特筆すべきだと筆者が感じるのは、予備条項・第三条項「常備軍は時とともに全廃されなければならない」、同第五条項「いかなる国家も、ほかの国家の体制や統治に、暴力をもって干渉してはならない」、同第六条項「いかなる国家も、他国との戦争において、将来の平和時における相互間の信頼を不可能にしてしまうような行為をしてはならない」、確定条項・第一条項「各国家における市民的体制は、共和的でなければならない」、同第二条項「国際法は、自由な諸国家の連合制度に基づくべきである」、同第三条項「世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない」という条文である<sup>19)</sup>。ここにみるカントの思想は、上述したように国際法システムの法的保護から排除された人びとの訴えにも耳を傾け、それらの問題を公開化し、公共化し、国際条約・宣言その他の手段によって制度的に解決することを重視した世界市民法として評価されるべきものであろう<sup>20)</sup>。

この世界市民法としての性格と関連し、「論文」ではオリンピズムもクーベルタンも知らないカントの世界平和の思想が、国際オリンピック委員会

(IOC) のオリンピック憲章に継承されていることが語られている。IOC が ASEAN, EU, 赤十字国際委員会とともに国連のオブザーバーとして認定されていることを踏まえれば、ここに論理の飛躍があるわけではない<sup>21)</sup>。もちろん、新型コロナパンデミックにもかかわらず開催された東京五輪に象徴されるように、IOC が新自由主義的なグローバル資本と平仄を合わせていることは周知の事実であり、IOC に多くの病理の批判的検討は不可欠である。加えて日本政府、東京都、五輪組織委員会そして電通等の関連企業との癒着、神宮外苑の再開発にみる大手不動産業界と一体となった投機活動、関連企業への都幹部職員の天下りなど、五輪前後に顕在化した政治権力と大手資本の腐敗は枚挙に暇がない。このような IOC 幹部のエリート主義的な倨傲などを俯瞰すれば、オリンピック憲章で謳われている世界平和などの高邁な理念も光沢を失ってしまう。

しかし、「論文」で指摘されているように、アスリートや障がい者を含む多くのスポーツ愛好家の自律を求める試行錯誤も存在するのであり、それらには公共性として相応しい社会運動も含まれている。IOC、日本政府、東京都、電通を断罪することによって、危機や抑圧に抵抗する人びとが紡ぎ出す諸実践を歴史の舞台から消し去ってはならない。また、IOC は国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と連携し、リオ五輪（2016年）以降、内戦等によってトポスを奪われたディアスボラ、難民のために「難民選手団」を組織し（今次パリ五輪では11カ国36人の選手団）、さらに国連や国際パラリンピック委員会（IPC）と連携して「五輪休戦」を表明してきた。五輪開催を至上命題とする IOC からすれば、開催国の人権侵害やメディア規制と対峙する国際世論（五輪ボイコットなど）対策という側面もあるだろう<sup>22)</sup>。しかし、オリンピズムに規定された IOC の新たなムーブメントが生まれていることも、歴史的事実として指摘しなくてはならない。

ところで、世界平和や人権とスポーツとの関連でいえば、ウクライナへのロシア軍事侵攻とともに(口

シアとベラルーシは国としてではなく中立的な個人としてのみ五輪出場が認められている), イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区に対する軍事攻撃への対策も喫緊課題である<sup>23)</sup>。「論文」では、カントを念頭に「自由と理性は他者の自由が損なわれない限り、人びとが自分の生き方を自由に決められることを意味する」と記されている。ここには例外状況（戦争）における政治の本質を「友・敵理論」にみたカール・シュミットと真逆の知見を見出せるが、果たしてパレスチナの人びとは「自分の生き方を自由に決められ」ているのだろうか<sup>24)</sup>。加えて、クリューガーはカントの世界平和の構想が国際司法裁判所（ICJ）の創設に繋がったと捉えている。その ICJ は、南アフリカ共和国がイスラエルによるパレスチナ自治区ガザ地区南部ラファでの軍事作戦停止を ICJ に要請した件をめぐり、イスラエルに対しガザ地区での軍事作戦を停止するよう暫定的措置を命じた（2024年5月）<sup>25)</sup>。ICJ の決定に対しては、イスラエルとともにドイツ政府も批判している。

ドイツにおいて、ナチスの歴史犯罪を「ドイツ人の戦争責任」として継承するという、終わりなき「民主主義の中核的本質」としたナショナル・アイデンティティは確立している<sup>26)</sup>。それゆえ、「非ナチ化」そして反ユダヤ主義に対する批判はいわば国是であり、国際的な誓約でもあることから、研究者にとって当該問題は学問研究の自由とのバランスにおいてナーバスにならざるをえず、それはスポーツ科学分野も例外ではない<sup>27)</sup>。そのためか、ホロコースト（大量絶滅のユートピア）の記憶がパレスチナ人差別を許容（正当化）する遮蔽物と化している。しかも、高橋哲哉によれば、ナチ統治下のユダヤ人は「自分たちを守る力をもたず、差別され迫害されただけの無力なユダヤ人」であり、ネタニヤフをはじめ現代のイスラエル国家は、こうした「過去のホロコーストとの断絶をこそ志向し」ているという<sup>28)</sup>。この前提に立てば、ドイツ政府ならびにアカデミズムの「過去の克服」の根拠は有名無実化していることになる。そもそも、「集団殺害罪の防止および処罰に関する条

約」（いわゆる「ジェノサイド条約<sup>29)</sup>」（1951）に照らせば、イスラエルのガザ攻撃は自衛権行使とは言い難く、ゲットーあるいは絶滅収容所と変わらぬ地に囲い込まれ、飢餓状態の中で殺戮され続けているパレスチナの人びとの窮状を関心の埒外に棄ておくことはもはや許されない。

今年（2024年）の7月26日からパリで夏季オリンピックが開催され、イスラエルも国家として参加している。パレスチナ五輪委員会によれば、昨年（2023年）10月の戦闘開始以降、イスラエル軍の攻撃により、300人を超えるアスリートと審判員が死亡しているという<sup>30)</sup>。「平和の祭典」の土台が崩れかけていると言わなくてはならない。

「論文」でも紹介されているジョン・ロールズはカント『永遠平和のために』に依拠して平和と正義に満ちた国際社会、「万国民衆社会」を提起しているが<sup>31)</sup>、パレスチナの民衆が求めているのは、このような「平和と正義に満ちた国際社会」の実現ではあるまい。残念なことに、これらの点に関するドイツ・アカデミズム界の動きが筆者にはなかなか見えてこない。ホロコーストの犠牲者の追憶や人間の尊厳の回復に対する強い願いもあるだろう。ドイツのアカデミズムが、結じてネタニヤフのような痙攣的な自己陶酔・自己防御に陥っているとも思わない。クリューガーがハーバーマスのような嫌悪にも似た反ユダヤ主義批判の観点からドイツやイスラエル政府に対する支持を公言しているわけではない。しかし、他の容喙を許さぬごとき態度や事例があることも事実であり、果たしてここに「過去の克服」は存在するだろうか。「惡の凡庸さ」のごとく、己の主体的責任を放棄することで結果的にライトな歴史修正主義あるいは安楽な全体主義に与してしまう危険性に、われわれは敏感でなければならない<sup>32)</sup>。

暴力にものを言わせる終わりの見えない衝突を前にして、われわれは諦念の心境に流されてしまいがちだが、思考停止に陥ってはならない。クリューガーは「私から哲学を学ぶのではなく、哲学するのだ」というカントの言葉を引用しているが、この名言は

よりもなおさずわれわれにも向けられている。世界市民法としてのカントの言説や論理が法学、政治学、国際関係学のみならず、批判としてのスポーツ科学へ結晶化していくことを、筆者は強く望む。

最後に、「論文」が以下の文章で締めくくられることを確認しておこう。

カントの深遠で人道的な思考法、人間の本性についての冷静な知識、そして無条件の道徳的基準は、今日でも私たちに指針を与えてくれる。

#### \*

今年に入り、クリューガー氏から「論文」を翻訳して学会誌に掲載して欲しい旨のメールが届いた。氏にしてはめずらしい行動である。おそらくカント生誕300年を記念して力感込めて叙述した論文を日本の読者にも批評してもらいたいという期待があつたのだろう。このような氏のなみなみならぬ願いを私が請け負ってよいのかどうか迷ったが、筆者の定年を記念して編まれた編著にも快く論文を書いてくれた学恩もあり、引き受けることにした。クリューガー氏の文章には慣れているつもりだが、なんといっても対象はカントである。カントの難解な理論を理解したうえで間違なく翻訳できたかどうか不安はあるが、翻訳の評価は読者の判断に委ねる他ない。

今回、翻訳をするにあたりカントの著作を改めて読み、並行して山本徳郎氏の一連の論文などを精読した。注にも記したが、氏はこの春（4月）に逝去された。ISHPES Council が氏の追悼文を発表（5月3日）したように<sup>33)</sup>、山本氏は国内外の研究仲間と交流を続けてこられ、クリューガー氏はその一人である。この度の翻訳を通じてクリューガー氏と山本氏を同じ号の学会誌で紹介することになり、運命のようなのを感じる。この点を含めて、貴重な翻訳の機会を提供してくださったクリューガー氏に心より感謝申し上げたい。

## 注

- 1) [https://www.uni-muenster.de/Sportwissenschaft/Paedagogik/team/michael-krueger/Michael\\_Krueger.shtm](https://www.uni-muenster.de/Sportwissenschaft/Paedagogik/team/michael-krueger/Michael_Krueger.shtm)（最終閲覧日：2024年7月6日）
- 2) エンゲルハルト・ヴァイグル『啓蒙の都市周遊』（三島憲一・宮田敦子訳）岩波書店, 1997年, 14-24頁。
- 3) イマヌエル・カント『啓蒙とは何か 他四編』（篠田英夫訳）岩波文庫, 2022年, 7頁。
- 4) この点を含めて啓蒙（主義）の両義性に関してはロイ・ポーターの著作を参照。ロイ・ポーター『啓蒙主義』（見市雅俊訳）岩波書店, 2004年, 第1章, 9-10頁。
- 5) イマヌエル・カント『教育学講義他』（勝田守一・伊勢田耀子訳）明治図書, 1975年, 44-48頁。カントは別の著作において、次のように論じている。「義務である目的を自分自身に役立てることは、なんら矛盾ではない。なぜならそのさい私は自分自身を強制していて、このことは自由とも十分両立するからである」「人間が物理的に強制されることが少ないほど、これに対し道徳的に（義務をたんに表象することによって）強制されることが多いほど、それだけ人間はいっそう自由である」。ここには物理的強制と道徳的強制が論理的に分けられている。イマヌエル・カント『人倫の形而上学—第二部 德論の形而上学原理』（宮村悠介訳）岩波文庫, 2024年, 34-35頁。
- 6) クリューガーは別の論文で、分断国家ドイツにおけるスポーツ体制の差異について論じている。ミヒャエル・クリューガー（有賀郁敏訳）「ドイツスポーツの60年」『立命館産業社会論集』第46巻第4号, 2011年, 87-109頁。クリューガーは西ドイツのスポーツ体制を美化していない。
- 7) クリューガーがナチを断罪する一方で戦後（西）ドイツ社会を美化しているとか、ましてやかつての「歴史家論争」におけるエルнст・ノルテのように、スターリニズムとの関連でナチの残虐的行為を「矮小化」していると主張したいのではない。ここでの論点は社会国家の成立と機能との関連において、戦前と戦後のドイツ社会を複眼的に考察することの重要性である。有賀郁敏「トゥル

ネン・スポーツ組織の歴史的性格」有賀郁敏編『スポーツの近現代—その診断と批判—』ナカニシヤ出版, 2023年, 25-84頁。

- 8) 山本徳郎氏は2024年4月26日、鬼籍に入られた。氏は日本におけるドイツ・スポーツ史研究の第一人者であるとともに、日本学術会議会員、国際体育スポーツ史学会（ISHPES）の理事などの要職を務められ、国際的にも著名な研究者であった。何よりも氏の温厚にして寛大な人となりは誰からも慕われた。心よりご冥福をお祈り申し上げたい。
- 9) 山本の体育・スポーツ論をその深部から検討することは本解説の範囲を超える。この点を踏まえた上で、クリューガー論文との関連で山本の知見を紹介すれば、国士館大学の退職とあわせて編まれた『多様な身体への目覚め』の「表題への思い」の中で、氏は次のように語っている。「ゲーツムーツをはじめ近代の体育やスポーツは、フーコー流に言えば如何にも『生産する身体』『服従する身体』として画一化される方向へと収斂するような訓練を施してきた。そこで訓練は、カント（『教育学講義』）に代表されるように、フマニタス（人間性）の邪魔になるアニマリタス（動物性）を抑制したり除去したりすることであった。つまり人間の根源である自然性、動物性を否定することを目的としていたのである」。山本徳郎他監修『多様な身体への目覚め—身体訓練の歴史に学ぶ—』アイオーエム, 2006年, I頁。ちなみに、山本は半世紀以上前に清水重勇、成田十次郎と編んだ『私たちと近代体育』（福村出版, 1970年）の書名には、「近代体育は私たちと対立している」という著者の思想を反映したものと述べている。
- なお、成田はゲーツムーツの体育について次のように解説している。「ゲーツムーツの体育指導は、単に研究的・学問的特色をもっているだけではなく、その教育的深さを特色としていた。生徒たちは、彼の指導によって単に技能や体力の発達を得ただけではなく、運動への喜びを認め、さらに体育の生物学的・教育的価値、つまり身体的・人格的価値を認識し、行動にまで形成していたのである」。成田十次郎『近代ドイツ・スポーツ史I—学校・社会体育の成立過程—』不昧堂出版, 1977年, 127頁。

- 10) 山本, 2006年, 16-17頁。山本はこうした近代体育・スポーツを克服するものとして宮沢賢治に注目している。「彼は人間性を無視した『測定的事実』による『まやかし』ではなく、人間が感じる『感覚的事実』（人間性）を大切にしていると思えるのだ。私は長年体育やスポーツを業としてきた者として、そして、この人間性豊かな文化的領域の存続を願う者として、何としても何としても憲法に反しないよう、シゴキ文化の断絶を実現せねばと願っている」。山本「ヤーンはゲーツムーツの発展的継承者か?—初期トゥルネン史研究に学ぶ—」『体育史研究』第35号, 2019年, 13-24頁, 引用は22頁。
- 11) カントが「人間の根源である自然性、動物性を否定」したと断定してよいのかという疑念は残る。遊びをめぐる評価に加え、美学をモチーフにした『判断力批判』(1790)には、美的判断をめぐり「対象が表象によって我々に与えられる場合には、主観の認識能力の調和的な遊びにおける単なる形式的合目的性的意識がすなわち快そのものなのである」という文章がある。アンチノミーを含んだ難解な文章だが、身体の快・不快を含むカント理論の複雑性を筆者は感じないわけにはいかない。イマヌエル・カント『判断力批判』(篠田英雄訳) 岩波文庫, 1964年, 12頁。
- 12) 「人間の最高の実存のかたちはスポーツだ」。オルテガ・イ・ガセー『現代文明の砂漠にて』(西澤龍生訳) 新泉社, 1974年, 58頁。オモー・グルペ『スポーツと人間—文化的・教育的・倫理的側面—』(永島淳正他訳) 世界思想社, 2001年, 5-11頁。
- 13) クリューガーは別の著作の中で、「有用性」を目的とする汎愛派（ゲーツムーツ）の体系的な（身体）教育と人間の「自然さ」と身体の理性に基づきをおくルソーを比較検討し、次のように論じている。「あるときは、身体教育は人間を支配的文化へ統合することに貢献するものとして理解され、またあるときは、それはこのような文化への批判の形態として把握され、人間に彼らの本来の自然へ立ちかえる可能性を開こうとする」。オモー・グルペ／ミヒヤエル・クリューガー『スポーツと教育—ドイツ・スポーツ教育学への誘い—』(永島淳正訳) ベースボールマガジン社, 2000年, 116頁。
- 14) ユルゲン・ハーバーマス『近代の知的ディスクルス』(三島憲一他訳) 岩波書店, 1990年, 448頁。
- 15) 山本の以下の指摘は正鶴を得たものである。「このような閉塞した現状（人間の規格化、画一化と体育・スポーツの手段化—有賀）を打破し、人間が再び人間らしく存在できるような方向性、我々は体育・スポーツという流域を通して探らねばならない」。山本, 2006年, 23頁。また、山本は学校体育に対する批判的検討を踏まえた具体的な提言も行っており、そこにはフーコーの権力論では見えてこない現実と格闘する主体的営為がある。山本徳郎『学校現場での柔道死を考える—「子どもが死ぬ学校でいいのか」！？』かもがわ出版, 2013年参照。
- 16) 高津勝は「民衆の世界は国家や資本によって一元的に掌握されるものではなく、家族や友人関係、地縁組織の連帯や相互扶助、自発的な結社などに支えられていて、そこには対抗や逸脱、自律の契機が存在していた」「民衆スポーツ史もまた、スポーツにおける抑圧と解放、主体の形成と社会刷新の諸契機を、歴史の全体性とのかかわりにおいて『構成』し、『想起』することをめざすのである」と論じている。高津勝「民衆スポーツ史の可能性：伝統と近代を問う」『体育学研究』55, 2010年, 313-332頁。
- また、デトレフ・ポイカートは「古典的近代の諸矛盾」の帰結、すなわち科学技術の無限の可能性への信頼を基礎とした進歩に対する楽觀と、その進歩が引き起こす人間性の破壊と社会的・文化的無規範状態の現出という両義性を把握したうえで、この矛盾をはらんだ「古典的近代」の頂点にヴァイマル共和国を位置づけ、これら「近代のプロジェクト」に対する猛烈な反動がナチスの登場をもたらしたと結論づけている。デトレフ・ポイカート『ウェーバー—近代への診断—』(雀部幸隆・小野清美訳) 名古屋大学出版会, 1994年, 60-65頁, 158頁, 200頁。フーコーの権力論に対する批判に関しては、山井敏章『「計画」の20世紀—ナチズム・<モデルネ>・国土計画—』岩波書店, 2017年、序章参照。
- 17) Michael Kruger, Sport und Frieden,in: *Sport*

- und Gesellschaft*, 19 (2), 2022, S. 245–252.
- 18) 「国連憲章」第1条（目的及び原則）の1項には、「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること」と謳われている。[https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text\\_japanese/](https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/)（最終閲覧日：2024年7月7日）
  - 19) イマヌエル・カント『永遠平和のために』（宇都宮芳明訳）岩波文庫, 1985年, 第1章, 第2章。
  - 20) 平子友長「ハーバーマス『カント永遠平和の理念』批判」藤谷秀他編『共生と共同、連帯の未来—21世紀に託された思想—』青木書店, 2009年, 76-77頁。
  - 21) 世紀転換期以降, 国際機関との関係も視野に入り, IOC は ILO や UNESCO などともに協力協定を結び (1998年, 2004年), 国連総会は IOC に「総会の会期と作業にオブザーバーの資格で参加する」ことを認めた (2009年10月)。当該資格は IOC の他は ASEAN, EU といった国際機関や赤十字国際委員会などの特殊な NGO に限定されている。有賀郁敏「東京2020小考—『人類が新型コロナに打ち勝った証』?—」『さんしゃ Zapping』Vol.35, No.2 (通巻198号) 2021年, 11-14頁。
  - 22) 「五輪に政治を持ち込むな」というもっともらしい常套句。この点に関しては, 有賀郁敏「北京冬季五輪と『外交ボイコット』一人権保障の観点から—」『運動文化研究』Vol. 39, 2022年, 63-68頁。
  - 23) ロシアによるウクライナ軍事侵攻とスポーツをめぐっては, 有賀郁敏「ウクライナ危機とスポーツに関する省察 —『非ナチ化』の教訓—」『立命館産業社会論集』第58巻第1号, 2022年, 49-67頁。
  - 24) 日本の外務省でも「ガザ住民の避難所となっている国連運営の学校において, 多数の子どもを含む,多くの死傷者が発生していることは大変遺憾」とHPで明記している。[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4\\_000589.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_000589.html)（最終閲覧日：2024年7月30日）
  - 25) INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE, No. 2024/41 10 May 2024. ICJ は2024年7月19日に勧告意見を公表したが, そこには「パレスチナ占領地でのイスラエルの駐留は国際法違反」と明記され, 占領を全面的に断罪している。
  - 26) 国際ホロコースト想起同盟 (IHRA) に「反ユダヤ主義作業定義」(ブカレスト, 2016年) ならびにドイツ連邦議会によるイスラエル抗議運動に対する非難決議により, イスラエルへの無条件支持の仕組みが整ったという。橋本伸也『歴史家論争2.0』とドイツの転落』『世界』2024年6月号, 201-209頁。
  - 27) 高橋哲哉「終わりなき戦争責任—欧州と日本(上)」『世界』2022年9月号, 153-163頁。楠戸一彦「ミヒヤエル・クリューガー著：アルント・クリューガー事件と1972年ミュンヘン暗殺計画』『体育史研究』第27号, 2010年, 115-122頁。
  - 28) 高橋哲哉「ショアからナクバへ, 世界への責任」『世界』2024年3月号, 106頁。
  - 29) 「ジェノサイド条約」第2条では「この条約では, 集団殺害とは, 国民的, 人種的, 民族的又は宗教的集団を全部又は一部を破壊する意図をもって行われた次の行為のいずれかを意味する。(a) 集団構成員を殺すこと (b) 集団構成員に対し重大な肉体的又は精神的な危害を加えること (c) 全部又は一部に肉体の破壊をもたらすために意図された生活条件を集団に対して故意に課すこと (d) 集団内における出生を防止することを意図する措置を課すこと (e) 集団の児童を他の集団に強制的に移すこと」と謳われている。[https://www.un.org/en/genocideprevention/documents/atrocities-crimes/Doc.1\\_Convention%20on%20the%20Prevention%20and%20Punishment%20of%20the%20Crime%20of%20Genocide.pdf](https://www.un.org/en/genocideprevention/documents/atrocities-crimes/Doc.1_Convention%20on%20the%20Prevention%20and%20Punishment%20of%20the%20Crime%20of%20Genocide.pdf)（最終閲覧日：2024年7月7日）イスラエルの軍事行動が上記すべてに抵触していることは明らかである。
  - 30) <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240613/k10014480171000.html>（最終閲覧日：2024年7月7日）
  - 31) ジョン・ロールズ『万民の法』（中山竜一訳）岩波書店, 2006年（岩波学術文庫版で2022年に刊行）, 第2部参照。
  - 32) アメリカの政治学者ナンシー・フレーザーは, パ

レスチナ支持を理由にドイツ・ケルン大学アルベルトゥル・マグヌス教授職招聘を取り消された(2024年4月)。招聘取り消し撤回に向けた声明が発せられ、そこには10名を超えるドイツの大学人・知識人も名を連ねている。ドイツのアカデミズムに対しては、有賀郁敏「歴史の聲音を聞く—ドイツにおける反ユダヤ主義批判の行方—」『さんしゃ Zapping』Vol.38 No.2 (通巻205号) 2024年, 31-43頁。

ところで、岡真理はガザの事態をめぐり、パレスチナ人には「人間らしく尊厳をもって、自由に、平等に生きる権利」があるとし、人間が人間である証は「他者への共感する力」であり、「ガザは蘇る」と述べた。岡真理「ガザは蘇る」『思想』2024年5月号, 2-3頁。その『思想』(2024年3月号(上), 5月号(中), 6月号(下))には、宇田川幸夫らによる<連続討議>「戦争責任・戦争責任論の課題と可能性」が掲載され、ホロコースト研究の第一人者芝健介が戦後ドイツの戦争責任をめぐり、カール・ヤスバースの「罪咎問題」(Schuldfrage)などについて詳細に解説している。ヤスバースは「他人が虐殺されることを命がけで防ごうとせず傍観したとすれば、私は法的にも政治的にも道徳的にも説明しきれない罪咎を感じる。そうしたことが起こった後でまだ私が生きている

ということを、私は消えない罪咎として背負うことなる」と形而上の罪咎について述べ、芝は「これは人間としての根源的連帯にもかかわっており、そこに居合わせ、それを知り生き残ることで人間は犯され不正・犯罪の責めを負っている」と論じている((中), 120頁)。

芝の説明は戦後ドイツの戦争責任を理解するうえで有益だが、ガザのパレスチナ問題への言及はない。「人間としての根源的連帯」との関連で「他人が虐殺されることを命がけで防ごうとせず傍観」していることにならないのだろうか。長大な討論の最後に、コーディネーター役の宇田川が「戦後日本における議論は、ウクライナ戦争や、ガザにおける暴力の被害者を共済する際にも、必ず役立ってくる」と短く触れている。何がどう役立つのだろうか。「悪の凡庸さ」の現代的な意義と歴史的教訓をめぐっては、田野大輔・小野寺拓也編『<悪の凡庸さ>を問い合わせ直す』大月書店, 2023年参考照。

- 33) ISHPES Council の追悼文は ISHPES 副会長でもある北海道大学の池田恵子氏がクリューガー氏ならびに前会長アネット・ホフマン氏(ルートヴィクス教育大学教授)らと連携して発表されたものある。池田氏の速やかな対応に感謝と敬意を表したい。

